

我孫子市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下この条において同じ。）を行う事業所（以下「放課後児童クラブ」という。）における放課後児童支援員、補助員等の放課後児童クラブで働く職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。以下同じ。）の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行う放課後児童健全育成事業を実施する者に対し、予算の範囲内において交付する我孫子市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施に必要な経費とし、補助金の交付の基準額及び交付の要件は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、我孫子市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 賃金改善計画書
- (2) 賃金改善に係る計画の具体的な内容を職員へ周知した文書の写し
- (3) 就業規則
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要があると認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、我孫子市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当

該申請をした者に通知するものとする。

(変更交付の申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第3条の規定による申請の内容を変更しようとするとき（市長が認める軽微な変更を除く。）は、我孫子市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に変更内容が分かる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(変更交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、新たに補助金の額を決定したときは、我孫子市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、第4条の規定により補助金の交付決定を受けた事業が完了したときは、我孫子市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金実績報告書（様式第5号。次条において「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 賃金改善実績報告書
- (2) 賃金改善の実施に要する経費に係る実績を証する書類
- (3) 給与規程
- (4) 収支決算書
- (5) その他市長が必要があると認める書類

2 交付決定者は、前項各号の書類に記載の数値等の根拠となる調書（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は当該電磁的記録）を作成し、これを補助金の交付の対象となった事業の完了後5年間保管しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条第1項の規定により実績報告を受けたときは、実績報告書及び添付書類により、その報告に係る当該事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めた

ときは、交付すべき額を確定し、我孫子市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、我孫子市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付請求書（様式第7号）により、市長に請求しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、放課後児童クラブに勤務する職員の令和4年2月分からの賃金改善の実施に必要な経費から適用する。

別表（第2条関係）

基準額	交付の要件
放課後児童クラブ（1支援の単位）ごとに、次の式により算定された額の合計額（当該合計額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）若しくは補助対象経費の実支出額のいずれか少ない額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない額 $11,000円 \times 賃金$	1 賃金改善対象者数については放課後児童クラブに勤務している職員により算出すること。 2 事業実施月数は、令和4年2月からの賃金改善部分の月数によること。 3 原則として、令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施すること。 4 交付された補助金は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。 5 法定福利費等の事業主負担分については、次の式により算定した金額を標準とする。 前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額 ÷ 前年度における賃金の総額 × 賃金改善額

<p>改善対象者数（賃金改善を行う常勤職員数に、1か月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1か月当たりの勤務時間数で除して得た非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。以下同じ。）×事業実施月数</p>	<p>6 この補助金による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、少なくとも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。ただし、給与規程の改定に時間を要する場合その他やむを得ない場合には、令和4年2月分及び3月分については、この限りでない。</p> <p>7 この補助金により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。</p>
--	--